

北九州市監査公表第9号  
平成14年3月1日

北九州市監査委員	山 住 晃 一
同	神 尾 榮 一
同	木 村 証
同	松 井 克 演

地方自治法第199条第2項の規定により、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

## 目次

### 第1 監査の概要

1 監査のテーマ .....	2
2 監査の目的 .....	2
3 監査の対象 .....	3
4 監査の着眼点 .....	3
5 監査の方法 .....	4
6 監査の期間 .....	4

### 第2 監査の結果

1 市民福祉センターの施設概要 .....	5
(1) 標準規模 .....	5
(2) 標準的な施設内容 .....	5
(3) 整備状況 .....	5
(4) 開館時間及び休館日 .....	6
(5) 使用料 .....	7
2 市民福祉センターの組織及び実施体制 .....	8
(1) 組織 .....	8
(2) 実施体制 .....	9
(3) 運営経費 .....	10
(4) 研修等 .....	10
(5) 市民福祉センターの管理委託 .....	11
(6) 改善及び検討を要する事項 .....	12
3 市民福祉センターの運営 .....	15
(1) 事業内容 .....	15
(2) 利用状況 .....	16
(3) 活動分野別事業実施状況 .....	21
(4) 改善及び検討を要する事項 .....	24
4 市民福祉センターの管理 .....	26
(1) 事務管理 .....	26
(2) 施設管理 .....	26
(3) 改善及び検討を要する事項 .....	27

第3 総括 .....	30
-------------	----

## 第 1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

市民福祉センターの管理運営

### 2 監査の目的

本市では、全国平均を大きく上回る速さで進む高齢化対策として、平成 5 年 4 月に「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定し、地域社会全体を地域福祉の視点から見直した。この計画の中で地域のエリアを小学校区とし、地域社会での諸問題をその構成員である個人、家庭、企業、学校、地域団体、行政などが一体となって取り組んでいく体制づくりを示した。

なかでも小学校区単位に整備を進めている市民福祉センターは、ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを促進するための地域住民の活動拠点として位置付けられ、少子・高齢化対策等の保健福祉活動や生涯学習活動が実施されるとともに、コミュニティ活動の中核施設として、地域社会の活性化に大きく寄与している。また、従来から中学校区単位に設置され、生涯学習活動やコミュニティ活動等の拠点施設として大きな役割を果たしてきた地域公民館についても、市民福祉センターと地域公民館の二つの名称を有する二枚看板化へ順次移行することとしている。

平成 6 年度に 3 箇所市民福祉センターが開館したのを皮切りに、これまでに市内 137 小学校区のうち 51 校区に市民福祉センターが建設され、地域公民館 44 館（うち、完全移行 25 館）が二枚看板化へと移行した。

今回の行政監査は、市民福祉センターの整備が順調に進む中で、北九州市ルネッサンス構想第三次実施計画（平成 11 年度～15 年度。以下「第三次実施計画」という。）に掲げる市民が主体のまちづくりの視点に立ち、市民福祉センターの管理運営の実態や利用状況を調査・分析することにより、我が国の少子・高齢社会をリードする「少子・高齢社会モデル都市」の創造に向けた取り組みや「地域・生活充実都市」づくりの推進において大きな役割を担う市民福祉センターの事業の推進や利用の促進に資することを目的とした。

### 3 監査の対象

(1) 保健福祉局

(2) 各区役所保健福祉センター

(3) 対象とした市民福祉センター 59 館

門司区（小森江西、松ヶ江北、丸山、錦町、萩ヶ丘、小森江東）

小倉北区（今町、西小倉、井堀、寿山、足立、清水、南小倉、南丘、  
到津、泉台、中井）

小倉南区（曾根、貫、長尾、葛原、東朽網、若園、湯川、横代、長行、  
朽網）

若松区（深町、赤崎、藤ノ木、若松中央、二島、青葉、修多羅、高須）

八幡東区（槻田、枝光南、前田、枝光）

八幡西区（池田、医生丘、本城、楠橋、黒畑、引野、永犬丸、大原、塔  
野、青山、赤坂、浅川、竹末、千代）

戸畑区（大谷、牧山東、牧山、鞆ヶ谷、天籟寺、中原）

\* 市民福祉センターについては、検証するに際してある程度の実績を  
必要とするため、平成 12 年度までに設置した市民福祉センター及び  
「完全移行した二枚看板化公民館」（以下「二枚看板化公民館」とい  
う。）を対象とした。

\* 完全移行した二枚看板化公民館とは、館の管理及び使用料徴収業務  
をまちづくり協議会に委託した二枚看板化公民館のことである。

\* 二枚看板化公民館については、市民福祉センター名で記載している。

### 4 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

(1) 市民福祉センター（以下、特に断りのない限り二枚看板化公民館を含  
む。）の運営について

ア 業務内容や運営体制等は、施設の設置目的に合致しているか。また、  
市民の利便性を考慮したものとなっているか。

イ 施設は十分利用されているか。また、利用状況が低いものについて、  
問題点が把握され、解決について努力されているか。

ウ 施設利用についての市民への広報・広聴は適切になされているか。  
また、広聴の結果は整理され、施設等の改善、利用促進に役立ってい

るか。

エ 利用申請について、利用方法や申請書の様式は簡素化され、利用者の立場にたったものとなっているか。また、減免は適正に行われているか。

オ 職員の業務遂行に必要な研修は実施されているか。

## (2) 市民福祉センターの管理について

ア 施設管理、清掃、警備等の業務委託は明確な仕様書に基づき、適正かつ効率的に行われているか。また、受託者への指導監督は適切に行われているか。

イ 各種案内や規制事項についての表示は、利用者に分かりやすく、適所になされているか。

ウ 施設及び設備は、身体障害者、高齢者、児童等への配慮がなされているか。

エ 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。

オ 目的外使用の許可は適正に行われているか。

カ 物品の管理は適切か。

## 5 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め審査を行い、関係帳票を調査するとともに関係職員から説明を聴取するなどの審査を行った。

また、監査対象の市民福祉センター59館のうち平成11年度までに設置された41館については、館長等からの実情聴取及び施設調査を行った。

## 6 監査の期間

平成13年9月6日から平成14年2月8日まで

## 第2 監査の結果

### 1 市民福祉センターの施設概要

市民福祉センターの規模及び施設内容については方針で定め、開館時間、休館日、使用料については、北九州市市民福祉センター条例（以下「市民福祉センター条例」という。）及び北九州市市民福祉センター条例施行規則（以下「市民福祉センター条例施行規則」という。）で定めている。

なお、二枚看板化公民館については、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「教育施設の設置及び管理に関する条例」という。）及び北九州市立公民館規則（以下「公民館規則」という。）が適用される。

#### （1）標準規模

670 m<sup>2</sup>

#### （2）標準的な施設内容

施設の名称及び用途	面積
多目的ホール（健康づくり、リハビリテーション用等）	150～155 m <sup>2</sup>
調理室	45～55 m <sup>2</sup>
ボランティアコーナー	40～50 m <sup>2</sup>
和室 小	20～30 m <sup>2</sup>
和室 大	45～50 m <sup>2</sup>
会議室 小	30～40 m <sup>2</sup>
会議室 大	45～50 m <sup>2</sup>
市民ホール（談話コーナー、図書コーナー）	
その他（事務コーナー、廊下、便所等）	

#### （3）整備状況

市内 137 小学校区のうち、市民福祉センターの建設を要する校区は、地域公民館が設置されている 63 校区を除く 74 校区である。これまでに 51 校区の建設が完了し、建設中の 6 館、設計中の 3 館を加えると 60 館が建設あるいは着手済みであり、未着手は 14 校区で進捗率は 81%となっている。なお、未着手の 14 校区のうち 9 校区は小規模又は広域校区であるため、既存の類似公民館等を活用することとされた。そのため、平成 14 年度以降に新たに着手を要するのは 5 校区となっている。また、平成 13 年度までに地域公民館が設置されている 63 校区のうち 44 館（うち二枚看板化公民館へ完全移行 25 館）が二枚看板化へと移行した。この結果、平成 14 年度以降に二枚看板化へと移行を要するのは 19 校区となっている。

年度別の市民福祉センターの整備状況は次のとおりである。

なお、二枚看板化公民館については、市民福祉センター名の横に（ ）書きで公民館名を表記し、設置年度は完全移行した年度とした。また、計の欄に（ ）書きで設置数を外数で記載した。

設置年度	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	計
平成 6 年		今町		深町	槻田			3 館
平成 7 年								-
平成 8 年	小森江西	西小倉		赤崎		池田 医生丘 本城		6 館
平成 9 年		井堀	曾根 貫	藤ノ木 若松中央		楠橋 黒畑 引野		8 館
平成 10 年	松ヶ江北	寿山	長尾	二島	枝光南	永犬丸	大谷 牧山東(牧山東)	7 館 (1 館)
平成 11 年	丸山	足立 清水 南小倉 南丘(南小倉)	葛原 東朽網 若園 湯川(湯川) 横代(横代)	青葉	前田	大原 塔野	牧山(牧山) 鞠ヶ谷(鞠ヶ谷)	11 館 (5 館)
平成 12 年	錦町 萩ヶ丘 小森江東(風師)	到津 泉台(篠崎) 中井(板櫃)	長行 朽網(南曾根)	修多羅 高須(高須)	枝光(枝光)	青山 赤坂 浅川 竹末 千代(千代)	天籟寺(天籟寺) 中原(中原)	9 館 (9 館)
小 計	5 館 (1 館)	8 館 (3 館)	7 館 (3 館)	7 館 (1 館)	3 館 (1 館)	13 館 (1 館)	1 館 (5 館)	44 館 (15 館)
平成 13 年	白野江	中島 貴船(白銀)	沼(沼) 守恒(守恒)		高槻 枝光北(枝光北) 大蔵(大蔵) 高見(高見) 平野(前田)	折尾西 熊西 鳴水 星ヶ丘 上津役(上津役) 木屋瀬(木屋瀬)	一枝(一枝)	7 館 (10 館)
合 計	6 館 (1 館)	9 館 (4 館)	7 館 (5 館)	7 館 (1 館)	4 館 (5 館)	17 館 (3 館)	1 館 (6 館)	51 館 (25 館)

#### (4) 開館時間及び休館日

市民福祉センター及び二枚看板化公民館の開館時間等は、次のとおりである。また、市民の利便性の確保や地域コミュニティ活動の拠点機能をさらに高めるため、平成 13 年度より各区 1 館ずつ年末年始を除くすべての日を開館日とする開館日拡大モデル事業を実施している。

	市民福祉センター		二枚看板化公民館	
開館時間	月曜日～金曜日	土曜日	火曜日～土曜日	日曜日
	9:00～22:00	9:00～17:00	9:00～22:00	9:00～17:00
休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する祝日（その日が日曜日に当たるときは、その翌日）</li> <li>・12月29日から翌年の1月3日</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する祝日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）</li> <li>・12月29日から翌年の1月3日</li> </ul>	

### (5) 使用料

市民福祉センターの使用料は次のとおりである。使用料の設定にあたっては公民館と同額としている。

#### ア 各室使用料

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
多目的ホール	150㎡以上	700円	1,100円	1,800円
	150㎡未満	550円	700円	1,100円
和室		350円	600円	900円
調理室		350円	600円	900円
会議室などその他		180円	350円	550円

#### イ 器具使用料

	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
調理用コンロ（1台）	100円	200円	200円
電気コンセント	100円（1個1回）		

#### ウ 冷暖房設備使用料

区 分	使用料の額
面積が50平方メートル未満の室	30分又はその端数ごとに 70円
面積が50平方メートル以上100平方メートル未満の室	30分又はその端数ごとに 140円
面積が100平方メートル以上150平方メートル未満の室	30分又はその端数ごとに 210円
面積が150平方メートル以上の室	30分又はその端数ごとに 280円

#### エ 使用料の減免

市民福祉センター条例及び教育施設の設置及び管理に関する条例で、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる」と規定し、その運用については、北九州市市民福祉センター減免要綱（以下「市民福祉センター減免要綱」という。）等で定めている。市の主催により使用する場合は、すべての使用料の全額が減免となり、まちづくり協議会、社会福祉団体、社会教育関係団体及び学校教育関係団体等が使用する場合は、各室使用料及び器具使用料の全額が減免される。



なお、ボランティアコーナーについては、基本的にロビーの延長であるとし、使用料は徴収しないものとしている。

## 2 市民福祉センターの組織及び実施体制

### (1) 組織

本市では、全国平均を上回る速さで進行する高齢化に対する様々な問題の解決を迫られ、従来手法から脱却した創造的で先駆的なシステムの構築が必要となった。

平成5年4月に策定した北九州市高齢化社会対策総合計画では、新たに「小学校区」を単位として、地域での諸問題を、地域住民を始めとするその構成員で解決していく体制が示された。

その結果、『市レベル』では、保健福祉局が総合調整を行うとともに、全市的な立場から専門的・技術的支援を行う総合保健福祉センターや民間活動の支援を行う(仮称)総合福祉プラザが整備されることとなった。また、『区レベル』では、保健福祉サービス提供の拠点施設として保健所と福祉事務所が合体した保健福祉センターが設けられた。さらに『地域(小学校区)レベル』では、地域住民のあらゆる活動の拠点施設として市民福祉センターが整備され、地域全体で支えあい、助け合っていくシステムが構築された。このように福祉施策を推進していく体制として、市全体を『地域レベル』『区レベル』『市レベル』の三層に再構成し、各層ごとの役割を明確にし、保健・医療・福祉・地域の連携によるネットワークづくりに取り組んでいる。この三層構造による取り組みが「北九州方式」と呼ばれ、全国的に注目を集めている。

なお、本市では、各組織が所掌する事務を北九州市事務分掌規則、北九州市区役所等事務分掌規則等で定めている。市民福祉センターについては、当初市民局が所管していたが、平成7年10月1日からは高齢化対策の解決に向け、保健福祉を切り口にして、住民活動の活性化を積極的に支援していくことを基本方針とし、担当局を保健福祉局とした。

現在の組織及び所掌事務並びに「北九州方式」の概要は次のとおりである。

「北九州方式」における拠点 市レベル ・保健福祉局（総合調整） ・総合保健福祉センター（専門的・技術的支援） ・（仮称）総合福祉プラザ（民間活動支援）	市民福祉センター担当組織及び所掌事務 保健福祉局 / 地域福祉部 / 地域福祉課 地域福祉係 ・市民福祉センターに関すること	主な連携機関等 教育委員会 市民局 ほか事業所管局
---	---	------------------------------------

区レベル ・保健福祉センター	区役所 / 保健福祉センター 地域福祉係 ・市民福祉センターの整備及び管理運営に関すること ・市民福祉センターにおける保健福祉活動、生涯学習活動、コミュニティ活動の指導及び支援に関すること	区役所まちづくり推進課 中央公民館 区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会
-------------------	---	---

地域レベル ・市民福祉センター	市民福祉センター ・保健福祉活動 ・生涯学習活動 ・コミュニティ活動等	まちづくり協議会
--------------------	--	----------

## (2) 実施体制

一般的な市民福祉センターの実施体制は、次のとおりである。

職名	人員	任命権者又は所属	身分
館長	1名	市長（二枚看板化公民館については教育委員会も併任）	市嘱託職員
職員	4～5名	まちづくり協議会	まちづくり協議会職員
生涯学習コーディネーター	1名	教育委員会	ボランティア
保健婦・ケースワーカー	各1名	保健福祉センター生活支援係	市職員
生きがい活動援助員	1名	市社会福祉協議会	市社会福祉協議会職員

館長は、施設の管理及び運営を掌握し、行政と地域とのパイプ役として重要な役割を担っている。市民福祉センターの活動が活発化し、地域のニーズにあった運営がなされるかどうかは、館長の資質によるところが大きいことから、行政OB、教職員OB、その他民間人の中から適任者を選考して配置している。また、平成13年4月から市職員係長職3名を試験的に配置している。

職員は、市民福祉センターの管理業務等を受託したまちづくり協議会が校区住民から選考し配置している。従事した時間に応じた活動手当を受け、館長の指示を受けながら市民福祉センターの管理業務に従事している。なお、職員の配置については、標準的には昼間（9:00～17:00）2名、夜

間（17:00～22:00）1名の体制をとっており、昼間については3～4名の職員がローテーションを組んで交代勤務をしている。

生涯学習コーディネーターは、教育委員会が行う研修等を受講した専門職員で、1回4時間、月8回程度ボランティアとして活動を行い、市民福祉センターにおける生涯学習事業の推進にあたっている。

保健婦とケースワーカーは、チームを組んで小学校区を担当し、このチームを中心として保健福祉関係職員が連携し、地域住民と協働で行う保健福祉活動（保健福祉なんでも相談、子育て支援、リハビリ教室等）を通して、地域で支え合うためのネットワークづくりの支援に取り組んでいる。

生きがい活動援助員は、生きがい型デイサービスを実施している市民福祉センターに配置され、週3回実施するデイサービス事業に従事している。事業がない日については、市民福祉センターの管理運営業務の一部にも携わっている。

### （3）運営経費

市民福祉センター1館あたりの年間運営経費は、次のとおりである。

館長報酬等	約 580 万円
まちづくり協議会委託経費	約 410 万円 (人件費 386 万円、事務費 24 万円)
清掃・警備等委託経費	約 180 万円
光熱水費等	約 280 万円
事務費	約 10 万円
合計	約 1,460 万円

予算執行に関する事務は、区役所保健福祉センター地域福祉係で行っており、まちづくり協議会への委託料は、開館日拡大モデル事業を実施している市民福祉センターを除き一律である。

なお、二枚看板化公民館の管理運営等に関する予算措置は、教育委員会で行っている。

### （4）研修等

市民福祉センターの管理運営に資するため、次の研修等を実施している。

#### 館長研修

館長を対象とした全市的研修は、教育委員会生涯学習課と保健福祉局地域福祉課が共催する地域公民館・市民福祉センター館長等研修会である。

2日間の日程で中央公民館長、地域公民館長、市民福祉センター館長、中央公民館次長、社会教育主事、社会教育主事補を対象に、公民館や市民福祉センターの課題やそのあり方、今後の事業の進め方を考えることを目的に開催している。

#### 職員研修

職員の多くは、事務従事前業務に関する知識を習得していないので、職場研修を通じて業務遂行に必要な知識の習得にあたらせている。また、新設した市民福祉センターに対しては、保健福祉局地域福祉課に配置されている地域活動推進員(2名)が、随時巡回指導を行っている。

#### 管理運営に関するマニュアル

市民福祉センターの管理運営に関するマニュアルとして、教育委員会生涯学習課が作成した「生涯学習事業ハンドブック」を使用している。

### (5) 市民福祉センターの管理委託

市民福祉センターの管理については、市民福祉センター条例第7条「管理の委託」に基づき、まちづくり協議会に委託している。

まちづくり協議会とは、小学校区を単位とした地域で住民が自主的にまちづくりを推進していくという観点に立ち、校区(地区)社会福祉協議会、自治会、婦人会、老人クラブなど地域の各種団体によって横断的に組織された協議体である。

まちづくり協議会は受託業務を実施するため、市民福祉センターへ職員を配置し、その職員は館長の指示に従いながら受託業務を遂行することとなる。

まちづくり協議会への委託業務は、概ね次のとおりである。

施設の開館及び閉館 施設等の使用手続きに関する事務 施設等の使用に伴う利用者への便宜供与 施設、付帯設備及び物品の維持管理 施設の庶務事務 使用料の徴収事務 施設で実施する生涯学習、保健福祉事業の補助事業 その他協議のうえ決定した事項
--

また、「市民福祉センター事業の進め方について」(平成8年方針決裁)では、館長はまちづくり協議会の意見を聞きながら、施設の運営を行うことと定められている。

## (6) 改善及び検討を要する事項

### ア 組織について

市民福祉センターについては、北九州市事務分掌規則で保健福祉局が所管することとなっている。しかしながら、市民福祉センターでは、保健福祉活動のほか、教育委員会所管の生涯学習活動、消防局所管の地域防災等の活動、環境局所管のリサイクル運動を行うなど、多岐の役割を担い、数多くの事務事業が実施されている。その運営にあたり、関係各局は緊密な連携をとりあって遂行しているものの現状の縦割り組織は地域にとって分かりにくいものになっている。

一例として、運営の予算措置が、局レベルでは保健福祉局と教育委員会で行われ、区レベルでは教育委員会中央公民館と区役所保健福祉センターにまたがっていることから、指揮命令系統や報告などの情報が一元化されていないなどの問題がある。

より効率的で効果的な運営を目指し、組織のあり方について検討されたい。

(保健福祉局地域福祉課)

### イ 職員のボランティア意識について

まちづくり協議会が配置した職員は、おおむね週 30 時間以内勤務で、従事時間に応じて活動手当が支給されている。しかしながら、市民福祉センターの活動を活発化するためには、館の使用申請の受付、使用料の徴収等の貸し館業務だけでなく、ボランティアとしての意識を培って、市民福祉センターの諸活動を積極的に応援し参加することが求められる。

採用にあたっては、この意義を十分説明するとともに、採用後においてもボランティアの心構えに関する啓発が必要と考える。

まちづくり協議会において適切な措置が講じられるよう指導されたい。

(保健福祉局地域福祉課)

### ウ 管理運営に関するマニュアルの作成について

市民福祉センターの管理運営に対する指導及び支援策の一つに運営マニュアルの配布がある。現在、市民福祉センターで使用しているマニュアルは、教育委員会生涯学習課が作成した生涯学習事業ハンドブックであるが、本来は地域公民館での生涯学習活動を推進していくことを目的

に作成されたものである。また、一部の区役所保健福祉センター地域福祉係において独自にマニュアルを作成し、配布していたが、その一部に財務上等の誤った記述があった。さらに生涯学習事業ハンドブックには、公民館の利用承認申請書の様式が掲載され、ほとんどの市民福祉センターではこれに準じて利用承認申請書を作成しているが、統一した様式がないため、それについても、一部の市民福祉センターで使用している利用承認申請書に使用料等の誤った記述があった。

市民福祉センターの設置目的は、社会教育法に基づき設置された公民館とは異なるものであり、所管の保健福祉局において市民福祉センターの設置目的に沿ったマニュアルを作成し、基本的な事項については、全市統一した基準で運営にあたるべきものである。

マニュアルの作成について検討されたい。

(保健福祉局地域福祉課)

## エ 館長研修について

館長の職務内容は、委嘱時に 施設の総括的管理・運営、 地元組織との連絡調整、 住民活動・ボランティア活動の支援、 生涯学習の推進、 行政機関及び各種団体・グループとの連絡調整などと示されている。また職務権限については、「市民福祉センター事業の進め方について」において 施設の管理権及び運営権は館長が持ち、その責任を負う。

館長は、まちづくり協議会の意見を聞きながら、施設の運営を行うと定められている。

一方、市民福祉センターを拠点とした活動として、生涯学習活動に加え保健福祉活動、コミュニティ活動がある。これらの活動については、館長との連携のもと各事業を所管する担当課が中心となって実施しているが、館長の役割について基本的な事項については統一されているものの、一部の区を除き、いわゆる貸し館業務となっている。さらに市民福祉センターを拠点とした事業が年々増加しているが、事業の目的についての認識が足りない館長も一部にいる。管理権及び運営権を持つ館長は、当然、市民福祉センターを拠点とする活動について、深い見識を持つとともに推進にあたっては、一定の責務を負うものであり、共通の認識に立った運営が求められている。

このような状況のもと、現在実施している館長研修は、生涯学習に重

きを置いた内容となっている。運営マニュアルと同様、所管局の責務において、館長を対象とした研修を実施し、館長の職務内容について明確にすべきものとする。

館長研修のあり方について検討されたい。

(保健福祉局地域福祉課)

#### オ 職員研修について

まちづくり協議会は受託業務を実施するために職員を配置している。しかしながら、配置職員に対して業務遂行上必要な知識を修得させるための事前研修等は特に実施していない。この結果、職員として必要な知識の習得は、業務に就いてからの館長及び他の従事職員による職場研修しか行われていないのが実情である。

委託業務を円滑に遂行させるためには、市民福祉センターでの事業展開に適応した職員の体系的な研修を実施する必要がある。

職員の研修のあり方について検討されたい。

(保健福祉局地域福祉課)

### 3 市民福祉センターの運営

#### (1) 事業内容

市民福祉センターにおける事業は、保健福祉活動、生涯学習活動、コミュニティ活動の3分野に大別される。

これらの事業のうち、行政が主体となり市民福祉センターを拠点として実施する主な事業は、次のとおりである。

<p>(保健福祉活動) &lt;保健福祉局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保健婦とケースワーカーによる地域づくり支援事業 保健福祉なんでも相談 育児サークル</li><li>・ ふれあい昼食交流会</li><li>・ ふれあいネットワーク事業</li><li>・ 健康づくり、痴呆予防の取り組み</li><li>・ 生きがい型デイサービス事業</li><li>・ ほっと子育てふれあい事業</li></ul>
<p>(生涯学習活動) &lt;教育委員会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種講座、学級の実施</li><li>・ 同和教育の実施</li><li>・ 文化祭の実施</li><li>・ 青少年関連事業</li><li>・ クラブの育成</li></ul>
<p>(コミュニティ活動)</p> <p>&lt;消防局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域防災 自主防災組織の育成事業</li><li>・ 地区安全担当制度</li></ul> <p>&lt;環境局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ リサイクル活動 リサイクル保管庫の設置(古紙回収)</li></ul> <p>&lt;市民局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 区の特徴を生かした市民手づくり事業支援</li><li>・ 校区まちづくり構想策定モデル事業</li><li>・ 生活道路等緊急整備事業</li></ul>



## (2) 利用状況

市民福祉センターの利用状況について、年度別、区別、小学校区人口区分別、二枚看板化公民館との対比で検証することとした。

### 年度別利用状況

#### 利用者数

市民福祉センターの1館あたり利用者数は年々増加している。

分野別構成比率は、平成9年度を除けば、生涯学習活動が約60%、コミュニティ活動等が約25%、保健福祉活動が約15%で、この比率は毎年ほぼ同様の傾向を示している。中学校区を単位として設置している地域公民館と単純に比較することはできないが、平成12年度の利用者は、地域公民館が1館あたり約1万1千人(41.8%)多い。この格差には市民福祉センターの認知度の低さもその原因の一つに考えられる。ちなみに、平成12年度市民意識調査「コミュニティ意識と実態」によると、市民福祉センターの認知度は51.3%となっている。

#### 年度別利用者数状況

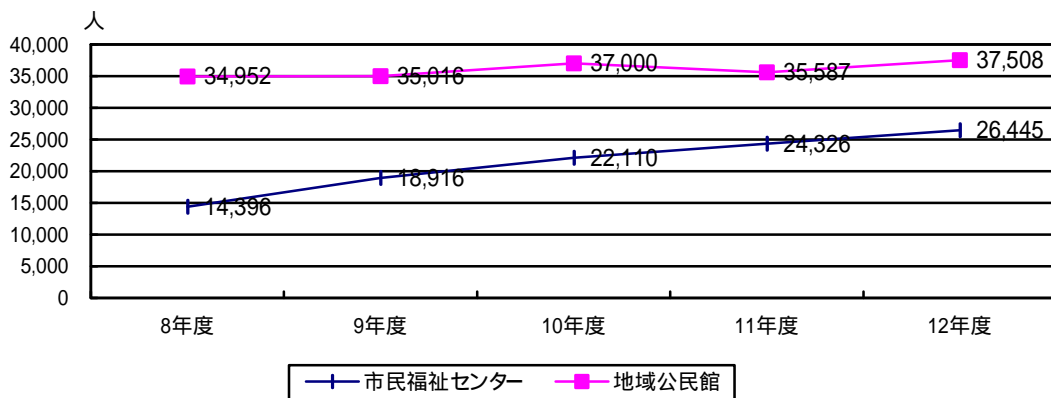
年 度		8	9	10	11	12		
市民福祉センター	館数	4	11	23	38	59		
	年間利用者数(人)	57,583	208,076	508,521	924,391	1,560,254		
	1館あたり利用者数(人)	14,396	18,916	22,110	24,326	26,445		
		対前年度増加率	-	31.4%	16.9%	10.0%	8.7%	
	分野別	保健福祉活動	利用者数	2,389	3,694	3,145	3,200	4,540
			構成比率	16.6%	19.5%	14.2%	13.2%	17.2%
		生涯学習活動	利用者数	8,257	9,118	12,463	14,856	15,407
			構成比率	57.4%	48.2%	56.4%	61.1%	58.3%
	コミュニティ活動等	利用者数	3,750	6,104	6,502	6,271	6,498	
		構成比率	26.0%	32.3%	29.4%	25.8%	24.6%	
地域公民館	館数	67	67	64	59	50		
	年間利用者数(人)	2,341,806	2,346,082	2,368,004	2,099,649	1,875,406		
	1館あたり利用者数(人)	34,952	35,016	37,000	35,587	37,508		
		対市民福祉センター比	242.8%	185.1%	167.3%	146.3%	141.8%	

注1 平成8年度・9年度については、資料のない館を除く。

注2 年度中途に開館したものはその年度を除く。

注3 表中の数値及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した。したがって、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。以下の表においても同じ。

1館あたり利用者数



### 利用件数

市民福祉センターの1館あたり利用件数は年々増加している。

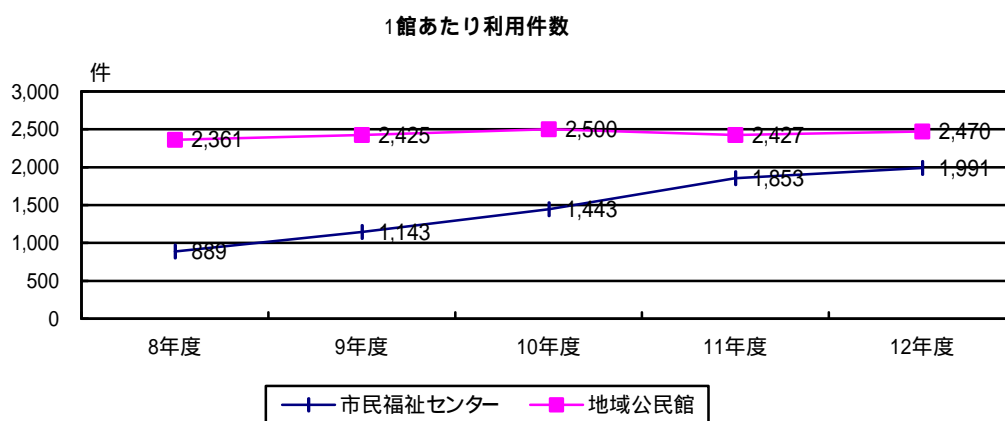
分野別構成比は、生涯学習活動が約7割、コミュニティ活動等が約2割、保健福祉活動が約1割である。いずれの分野においても利用件数は増加傾向にあるといえる。平成12年度の1件あたり利用者数は、市民福祉センターで13.3人、地域公民館で15.2人となっている。

年度別利用件数状況

年 度		8	9	10	11	12		
市民福祉センター	館数	4	11	16	38	59		
	年間利用件数(件)	3,556	12,568	23,093	70,415	117,456		
	1館あたり利用件数(件)	889	1,143	1,443	1,853	1,991		
	対前年度増加率	-	28.6%	26.2%	28.4%	7.4%		
	分野別	保健福祉活動	利用件数	97	146	175	148	247
			構成比率	10.9%	12.8%	12.1%	8.0%	12.4%
		生涯学習活動	利用件数	608	691	948	1,326	1,347
構成比率			68.4%	60.5%	65.7%	71.6%	67.7%	
コミュニティ活動等	利用件数	184	306	321	379	396		
	構成比率	20.7%	26.8%	22.2%	20.5%	19.9%		
地域公民館	館数	67	67	64	59	50		
	年間利用件数(件)	158,207	162,468	160,031	143,216	123,475		
	1館あたり利用件数(件)	2,361	2,425	2,500	2,427	2,470		
	対市民福祉センター比	265.6%	212.2%	173.3%	131.0%	124.1%		

注1 平成8年度・9年度・10年度については、資料のない館を除く。

注2 年度中途に開館したものはその年度を除く。



## 区別利用状況

### a 平成 11 年度

平成 11 年度において、1 館あたり利用者数が市平均を上回っているのは、小倉北区(111.4%)、八幡東区(111.0%)、戸畑区(110.3%)、小倉南区(101.6%)の 4 区である。最も少ないのは門司区(70.5%)で、小倉北区との格差は 1.6 倍となっている。

分野別に見ると、保健福祉活動においては、若松、小倉北、戸畑、八幡東の 4 区が市平均を上回っている。特に若松区が 136.2%と著しく高い。生涯学習活動においては、小倉北、八幡東、戸畑、小倉南の 4 区が市平均を上回っている。特に小倉北区が 121.2%と高い率を示している。コミュニティ活動等においては、戸畑、八幡東、八幡西の 3 区が市平均を上回っている。特に戸畑区が 128.2%、八幡東区が 127.9%と著しく高い。

八幡東区と戸畑区はすべての分野で市平均を上回り、門司区はすべての分野で市平均を下回っている。

### 区別利用状況 (平成 11 年度)

区	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	市平均	
1 館あたり利用者数	17,139	27,101	24,704	21,332	27,012	24,298	26,835	24,326	
分 野 別	保健福祉活動	2,526	3,226	3,163	4,358	3,203	2,650	3,214	3,200
	生涯学習活動	11,617	18,011	15,386	11,397	15,789	14,801	15,580	14,856
	コミュニティ活動等	2,996	5,864	6,156	5,577	8,020	6,847	8,041	6,271
館 数 (38)	3	7	6	6	3	9	4		
年間利用者数(人)	51,418	189,705	148,224	127,989	81,037	218,679	107,339		

b 平成 12 年度

平成 12 年度は、前年度に比べ区間格差が広がっている。1 館あたり利用者数が市平均を上回っているのは、八幡東区(130.6%)、戸畑区(130.5%)、小倉北区(106.7%)の 3 区である。最も低いのは門司区(70.2%)で、最も高い八幡東区との格差は 1.9 倍となっている。

分野別に見ると、保健福祉活動においては、八幡東、戸畑、若松の 3 区が市平均を上回っている。特に八幡東区が 140.8%、戸畑区が 138.6%と著しく高い。生涯学習活動においては、小倉北、戸畑、八幡東の 3 区が市平均を上回っている。特に小倉北区が 125.5%と高い率を示している。コミュニティ活動等においては、八幡東、戸畑、若松、小倉南の 4 区が市平均を上回っている。特に八幡東区が 159.6%、戸畑区が 151.7%と著しく高く、最も少ない門司区に対して 3 倍強の格差がある。

八幡東区と戸畑区はすべての分野で市平均を上回り、門司区はすべての分野で市平均を下回っている。

また、行政サービスの色調が強い保健福祉活動について対前年度比で見ると、市平均では 142.0%と伸びているが、区毎では伸び率に大きな格差がある。最も対前年度比が高い八幡東区は 199.6%であるが、最も低い若松区は利用者数で市平均を上回っているものの対前年度比は 108.3%にすぎない。

区別利用状況（平成 12 年度）

区	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	市平均
1 館あたり利用者数	18,557	28,208	24,415	25,745	34,527	24,525	34,510	26,445
分 野 別	保健福祉活動	4,252	4,056	3,789	4,718	6,392	4,196	4,540
	生涯学習活動	11,119	19,336	13,743	13,847	17,765	14,300	15,407
	コミュニティ活動等	3,187	4,815	6,884	7,180	10,369	6,029	6,498
	対前年度増加率	8.3%	4.1%	-1.2%	20.7%	27.8%	1.0%	28.6%
館 数 (59)	6	11	10	8	4	14	6	
年間利用者数(人)	111,344	310,284	244,150	205,958	138,106	343,352	207,060	

小学校区人口区分別利用状況（平成 12 年度）

1 館あたり利用者数は、人口が多くなるほど増加すると予想されるものの、第 5 区分が第 3 区分、第 4 区分よりも少ない。

1人あたり利用回数は、第1区分が最も多く、第2区分、第3区分までが市平均を上回っており、人口が多くなるほど利用回数は減少し、第6区分は第1区分の約37%である。また、分野別に見ると、すべての分野において人口が少なくなるほど利用回数は増加している。

なお、第3区分は、1館あたり利用者数及び1人あたり利用回数において、それぞれの分野別をも含めていずれも市平均を上回っている。

利用者数及び利用回数の少ない校区については、従来からあるコミュニティ施設（公民館類似施設、年長者いこいの家等）が市民福祉センターと同様の機能を果たしていることも考えられる。

#### 小学校区人口区分別利用状況（平成12年度）

区分名（小学校区人口(人)）	第1区分 （～ 4,000）	第2区分 （4,001 ～ 6,000）	第3区分 （6,001 ～ 8,000）	第4区分 （8,001 ～ 10,000）	第5区分 （10,001 ～ 12,000）	第6区分 （12,001 ～）	市平均 約7,800
館数（59）	5	9	21	10	9	5	
1館あたり利用者数	20,312	22,824	28,247	27,722	26,226	29,370	26,445
分野別	保健福祉活動	3,182	3,482	5,074	5,159	4,143	4,540
	生涯学習活動	12,506	13,306	16,343	14,628	16,773	15,407
	コミュニティ活動等	4,624	6,036	6,829	7,935	5,309	6,498
1人あたり利用回数	5.9	4.9	4.0	3.2	2.4	2.2	3.4
分野別	保健福祉活動	0.9	0.8	0.7	0.6	0.4	0.6
	生涯学習活動	3.6	2.8	2.3	1.7	1.5	2.0
	コミュニティ活動等	1.4	1.3	1.0	0.9	0.5	0.8

注1 小学校区人口は、北九州市立小・中学校通学区域索引簿（教育委員会企画課）及び北九州市の人口（町別）（総務局総務課）から推計した。

#### 二枚看板化公民館との対比（平成12年度）

ここでの分析にあたっては、市民福祉センターには、二枚看板化公民館を含まない。

1館あたり利用者数は、二枚看板化公民館が市民福祉センターに比し131.3%である。分野別にみると、二枚看板化公民館は市民福祉センターに比し保健福祉活動は86.7%であるものの、生涯学習活動は157.1%、コミュニティ活動等は109.7%である。

1人あたり利用回数は、二枚看板化公民館が市民福祉センターに比し145.2%である。分野別にみると、二枚看板化公民館が市民福祉センタ

ーに比し保健福祉活動は 83.3%であるものの、生涯学習活動は 176.5%、コミュニティ活動等は 125.0%である。

### 二枚看板化公民館との対比（平成 12 年度）

区分	館数 (59)	1館あたり利用者数(人)				1人あたり利用回数(回)			
		保健福祉活動	生涯学習活動	コミュニティ活動等	合計	保健福祉活動	生涯学習活動	コミュニティ活動等	合計
二枚看板化公民館	15	4,072	21,136	6,958	32,166	0.5	3.0	1.0	4.5
対市民福祉センター比		86.7%	157.1%	109.7%	131.3%	83.3%	176.5%	125.0%	145.2%
市民福祉センター	44	4,699	13,455	6,341	24,495	0.6	1.7	0.8	3.1
市平均		4,540	15,407	6,498	26,445	0.6	2.0	0.8	3.4

### (3) 活動分野別事業実施状況

#### ア 保健福祉活動

平成 12 年度の保健福祉活動の主な実施状況は次のとおりである。

事業名	会場数		延べ回数	参加人員
		市民福祉センター数(78)		
保健婦とケースワーカーによる地域づくり支援事業			3,698	67,703
保健福祉なんでも相談	76	54	908	13,455
リハビリ教室等	102	16	592	12,735
乳幼児なんでも相談	81	59	1,149	15,524
育児サークル活動	92	47	1,049	25,989
ふれあい昼食交流会	80	63	747	14,156
ふれあいネットワーク事業	86	66	195	
健康づくり教室	44	36	307	5,569
生きがい型デイサービス	25	25	3,097	28,066

注 市民福祉センター数(78)には、完全移行前の二枚看板化のものを含む。

保健福祉活動については、市民福祉センターを拠点としながらも、類似公民館等のコミュニティ施設でも実施されている。また、事業の実施

者は、保健婦とケースワーカー、校区(地区)社会福祉協議会、食生活改善推進員協議会等である。

なお、館長は、まちづくり協議会等に対して事業の説明を行うなど、これらの事業が円滑に推進できる環境づくりのため、事業実施者に対し協力をを行うこととなっている。

## イ 生涯学習活動

市民福祉センター利用者の約6割が生涯学習活動を目的に利用している。生涯学習活動は、市民福祉センターが実施する生涯学習講座、生き生き子ども講座等の活動、自主的な学習活動を行うクラブ活動の二つに大別することができる。

### (ア) 市民福祉センター実施事業

市民福祉センターの実施事業には、生涯学習講座(春・秋)、生き生き子ども講座、地域・学校ふれあい事業、文化祭等がある。

館長は、生涯学習コーディネーターの協力を得て、各事業を企画実施する。また、各区中央公民館の社会教育主事または社会教育主事補が、館長及び保健福祉センター地域福祉係に対して指導及び助言を行っている。ただし、事業実施に際しての決裁文書において、中央公民館に合議はしていない。

### (イ) クラブ活動

クラブとは、市民福祉センター等を定期的に使用して、自主的に継続的な学習活動を行う10名以上の団体で、施設も計画的、継続的に使用することが認められている。また、利用に際しては各室使用料及び器具使用料が減免となる。

今回現地調査をした市民福祉センター1館あたりのクラブ登録数及び登録人員は、次のとおりである。

現地調査数 41 館

	クラブ登録数	登録人員	年間活動人員(推計)
41館合計	1,390	16,134人	406,500人
1館平均	34	394人	9,900人
最大	63	875人	22,000人
最小	16	209人	5,200人

クラブは、最大で月4回まで活動できる。大半のクラブは毎週1回、月4回の活動を行っているが、平均すると月3回程度である。また、参加率はおおむね7割程度である。このことから、クラブ活動者の年間延べ人員を次のとおり推計することができる。

$$\text{年間活動人員（推計）} = \text{登録人員} \times 0.7 \times 3 \text{回} \times 12 \text{月}$$

1館あたりの登録人員の平均が394人であるので、年間活動人員の平均は9,900人となる。一方、平成12年度における市民福祉センターの利用者のうち、生涯学習活動を行った者の平均は15,407人である。このことから、生涯学習活動の6割強はクラブ活動であると推定できる。

今回現地調査した市民福祉センターにおけるクラブ登録の状況について教育委員会が定めた基準に基づき分類した結果は、次のとおりである。

分類	学問・教養に関すること		社会教育に関すること		生活・職業技術に関すること		スポーツ・レクリエーション、体力・健康づくりに関すること		芸術・芸能・趣味に関すること		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
クラブ登録数	24	1.7%	15	1.1%	113	8.1%	469	33.7%	769	55.3%	1,390	100%
登録人員	258	1.6%	373	2.3%	1,381	8.6%	6,165	38.2%	7,957	49.3%	16,134	100%

クラブ登録数及び登録人員とも、「芸術・芸能・趣味に関すること」、「スポーツ・レクリエーション・体力・健康づくりに関すること」で約9割を占めている。

なお、公民館等クラブ活動要項では、「クラブは個人の成長を目指すだけでなく、地域連帯意識を高めること等を目的とし、市民福祉センター活動や地域活動への積極的な協力を行うなど、地域社会の発展にも努めるものとする。」と定められている。

## ウ コミュニティ活動

地域住民の安全で快適な生活に資するため、市民福祉センターを拠点



として、消防局が自主防災組織の育成事業、環境局がリサイクル活動における古紙・トレイ回収のリサイクル保管庫の設置、市民局が区の特色を生かした市民手づくり事業支援、校区まちづくり構想策定モデル事業等を実施している。一方、地域住民は、地域の問題を解決するための会議、地域の活性化、環境美化等を図るため、市民福祉センターまつり、ほたるまつり等まちおこしのイベントを実施している。

このような活動において、館長は、地域住民と協働しながら市民福祉センターが地域住民の活動拠点となるよう実施者に協力を行っている。

## エ 広報広聴活動

市民福祉センターの活動を地域住民に周知するための広報活動と、地域住民の声を市民福祉センターの運営に活かすための広聴活動を、次のとおり行っている。

### (ア) 広報活動

#### ○広報誌の発行

市民福祉センターで行われる事業の紹介や地域での行事を紹介するため広報誌を発行している。発行回数は毎月1回が一般的であるが、年3回のところもある。全世帯分発行し配布している館が多いが、人口が多い校区では、町内等の数で発行し回覧しているところもある。

#### ○ホームページの開設

保健福祉局のホームページでは、開館したすべての市民福祉センターについて、所在地、開館日、施設概要、使用料及び各館のPR項目を掲載している。また、より詳細で最新の情報を提供していくことを目的に、館が独自にホームページを開設することとし、現在5館が独自に開設し、より充実した広報活動を展開している。

### (イ) 広聴活動

生涯学習講座終了時に受講者に対してアンケート調査を実施し、講座内容等のニーズの把握に努めている。また、投書箱を設置し、要望を館の運営に役立てているところもある。

## (4) 改善及び検討を要する事項

### ア 市民福祉センターの運営目標について

平成12年度の市民福祉センター1館あたり利用者数は26,445人である。この利用状況を個別に見ると利用者数が最多の館は48,324人、最

少の館は 11,372 人と、格差が 4.2 倍になっている。また、人口 1 人あたり利用回数は、平均は 3.4 回であるが、最大 9.4 回に対して最小 1.2 回と 7.8 倍の格差がある。しかしながら、市民福祉センターの運営については、具体的な目標を定めた指導は行われていない。

利用状況の低い市民福祉センターについては、その原因の把握に努めるとともに、利用促進策について検討されたい。

(保健福祉局地域福祉課)

#### イ 地域リーダーの育成について

市民主体のまちづくりにおいて、地域リーダーの役割は大きく、平成 12 年度市民意識調査「コミュニティ意識と実態」においても、コミュニティ活動を活発化させるため行政へ期待することの第 1 位が「コミュニティリーダーの養成(41.0%)」である。

地域リーダーの育成について検討されたい。

(保健福祉局地域福祉課)

#### ウ ボランティアコーナーについて

地域社会での諸問題をその構成員である個人、家庭、企業、学校、地域団体、行政などが一体となって取り組んでいく体制づくりにおいて、ボランティアは不可欠な存在である。第三次実施計画においても、より多くの人が身近なところでボランティア活動に参加できるよう市民福祉センターにボランティアコーナーの整備を進めることとしている。また、市民福祉センターの施設運営にあたっては、ボランティアコーナーは誰もが気軽に利用できるよう運用を図ることとされている。

しかしながら、多くの市民福祉センターでは、ボランティアコーナーが市民ロビーや会議室として使用されていた。さらに、ボランティアコーナーの表示すらないところがあった。

ボランティアコーナーの運営について改善されたい。

(保健福祉局地域福祉課)

## 4 市民福祉センターの管理

### (1) 事務管理

市民福祉センターの使用に際しては、次の手順で受付等の事務処理を行っている。

利用予定日の1ヶ月前から利用日の間
使用承認申請書の受付
使用団体及び使用目的の確認
利用人数の確認
利用時間利用回数の確認
利用日の確認
使用料の徴収
収納金の金融機関への払込
利用日
利用後冷暖房使用料の徴収

申請書の受付等施設の使用手続きは職員が行い、館長が承認の是非を決定し、決裁は地域づくり主幹が行うこととなっている。

使用料は、市民福祉センター条例及び教育施設の設置及び管理に関する条例等で定められた額を職員が徴収している。なお、社会教育団体、社会福祉団体等が使用する場合は、市民福祉センター減免要綱等により減免している。

### (2) 施設管理

市民福祉センターの施設管理については、受託者であるまちづくり協議会が館長の指示のもとに行っている。

清掃、休日・夜間等の閉館時の警備及びエレベーター等の保守点検については、別途業者に業務委託を行っている。

ほとんどの市民福祉センターは、北九州市地域防災計画において、予定避難所に指定されており、実際に避難所として活用されたところもある。

市民福祉センターの防火・防災については、館長が防火管理者になっており、避難訓練等を実施して利用者の安全対策に努めることとされている。

一部の二枚看板化公民館を除き、エレベーターを設置しているほか、階段の段差を低くし、階段や廊下に手すりを設置するなど、身体障害者や年長者に配慮している。また、乳幼児連れの利用者に対しても、ベビーシート(おむつ替え用ベッド)や子供用洗面台を設置するなど利便を図っている。

### (3) 改善及び検討を要する事項

#### ア 納入通知書兼領収書の名義と領収印について

市民福祉センターにおける使用料の徴収事務をまちづくり協議会に委託しているが、使用料を徴収する際に使用する納入通知書兼領収書の領収者名及び領収印が受託者名となっていない市民福祉センターがあった。

徴収事務の受託者の代表であるまちづくり協議会会長名を記入し会長印を押印した領収書を発行するべきである。

適正な事務処理がなされるよう、指導されたい。

(門司・小倉北・小倉南・八幡東区役所保健福祉センター)

#### イ 各室使用料及び冷暖房設備使用料の適用について

市民福祉センターの各室使用料は市民福祉センター条例等で室の区分により、また、冷暖房設備使用料は市民福祉センター条例施行規則等で使用する室の面積により定められているが、使用料の額の適用を誤っているものがあった。

適正な事務処理をされたい。

(小倉北・小倉南区役所保健福祉センター)

#### ウ 収納金の払込不足について

市民福祉センター使用料等として収納した金額と、指定金融機関等へ実際に払い込まれた金額とで差があり、払込不足となっている市民福祉センターがあった。

収納した金額は、全額を確実に指定金融機関等に払い込まなければならない。

適正な事務処理がなされるよう、指導されたい。

(門司・小倉北・小倉南・八幡東区役所保健福祉センター)

#### エ 収納金の払込遅延について

収納した使用料等の指定金融機関等への払込が遅延している市民福祉センターがあった。

収納金の払込は、委託契約において、即日(やむを得ない場合は翌日)に指定金融機関等に払い込まなければならないと定められている。

適正な事務処理がなされるよう、指導されたい。

(小倉南・若松・八幡東・八幡西区役所保健福祉センター)

#### オ 納入通知書兼領収書の取扱いについて

委託している市民福祉センター使用料徴収の際に使用する納入通知書兼領収書（二連式）の取扱いについて、原符を破棄している、書損分が保管されていない、収入金額を訂正している、未使用分を無効処理していない市民福祉センターがあった。

会計の事務は、公正、確実に処理しなければならない。

適正な事務処理がなされるよう、指導されたい。

（門司・小倉北・小倉南区役所保健福祉センター）

#### カ 講師謝金について

市民福祉センターで実施している生涯学習講座における講師謝金について、同一の講師で同一内容の講義にもかかわらず講義する市民福祉センターによってランク付けが異なっている、1時間未満の端数処理について30分以上を切り捨てているなど算定方法に誤りがあるものがあった。

講座における講師謝金額については、市職員研修所が定めた基準に基づき算定することとなっている。

適正な事務処理をされたい。

（小倉南・若松区役所保健福祉センター）

#### キ まちづくり協議会への委託契約関係

##### （ア）徴収事務委託における区収入役との協議について

市民福祉センター使用料の徴収事務をまちづくり協議会に委託しているが、契約にあたり区収入役との協議を行っていなかった。

市会計規則では、歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、収入役等に協議することとされている。

適正な事務処理をされたい。

（門司・小倉北・若松区役所保健福祉センター）

##### （イ）委託料の精算について

概算払いしている委託料の業務終了後の残余金を、翌年度繰越等を行って戻入していないまちづくり協議会があった。

市民福祉センターの管理業務及び使用料徴収事務委託契約では、委託料については年4回概算払いし、業務終了後（年度末）残余金があれば返還することとなっている。

関係帳簿等を精査するなど、適正な精算事務をされたい。

(小倉北・小倉南区役所保健福祉センター)

ク 消防計画の作成と避難訓練等の実施について

市民福祉センターにおいて、防火管理者を届け出ていないもの、消防計画を作成し届け出ていないもの、消防計画に基づく避難訓練等を実施していないものがあった。

防火管理者の届出等については、消防法第8条に、防火管理者を定め消防署に届け出ること(解任も同様)、消防計画を作成すること、消防計画に基づく避難訓練等を実施すること、また、消防法施行規則第3条に、消防計画を消防署に届け出なければならない(変更も同様)と定められている。

適正な防火管理対策を講じられたい。

(各区役所保健福祉センター)

ケ 閉館時間について

条例等で定めた閉館時間より早く閉館している市民福祉センターがあった。

市民福祉センター条例施行規則等では、市民福祉センターの供用時間(開館時間)は、平日は午前9時から午後10時までとなっている。

規則を遵守されたい。

(小倉北区役所保健福祉センター)

コ 寄付備品の受入について

寄付採納手続を経ないで、ピアノ等の備品を受け入れている市民福祉センターがあった。

寄付採納については、物品管理要領に、贈与又は寄付の場合は、別途決裁を受けたのち手続を行うことと定められている。

適正な事務処理をされたい。

(門司・小倉南・八幡西区役所保健福祉センター)

### 第3 総括

少子・高齢社会が進展するなか、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の人々がともにふれあい、支え合う暖かい人間関係がこれまで以上に求められる。

そのような人づくり、地域づくりの活動の場として、北九州市では全国に先駆けて小学校区を単位とした市民福祉センター構想を策定し、平成6年度から順次整備を進め、完了間近となっている。

全国モデルとなったこの事業の先見性を高く評価するとともに、ボリュームのある事業を推進してこられた関係者の不断の努力に対し、敬意を表するものである。

これまでに開館した市民福祉センターの利用状況は、地域公民館を下回っているものの年々増加している。なかでも保健福祉活動は地域公民館と比べて利用者が多く、市民福祉センターとしての特色が徐々に現れている。しかしながら、地域の各種団体で構成するまちづくり協議会のなかには、発足からの日が浅いこともあるが、一体感に欠け、積極的な活動を展開していない地域も見受けられた。また、人づくり、地域づくりにおいて、市民福祉センター館長の果たすべき役割は大きいものがあると思うが、いわゆる貸し館の域を出ていない市民福祉センターもあった。

館長には、地域住民との円滑な関係を維持するだけでなく、地域の特性を活かした事業をまちづくり協議会や地域住民と一体となり、積極的に展開することを要望する。さらに関係各局が連携をより一層密にして、市民福祉センターの活性化策を講じることも望まれる。

市民福祉センターの設立目的が広く地域住民に理解されるように努め、地域住民あがての「ふれあいのある心豊かな地域社会づくり」が一層推進されるよう期待する。